

よしかわ観光協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、よしかわ観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、吉川市市民生活部商工課内に置く。

(目的)

第3条 協会は、吉川市の観光事業の健全な発達と振興及び地域の活性化を図り、もって市民の生活、文化及び産業経済の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究及び保存利用
- (2) 観光及び郷土物産品の紹介、宣伝及び開発
- (3) 観光施設の整備と改善及びその指導
- (4) 観光振興のためのイベントの実施及び援助
- (5) 観光理念の普及と市民意識の高揚及びその指導
- (6) 観光に関する情報の収集及び提供
- (7) 観光事業関係団体との連携
- (8) その他協会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 協会の会員は、目的に賛同して入会した団体、法人及び個人とし、その区分は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 事業活動に参加し、かつ総会での議決権を有する者
- (2) 賛助会員 事業活動に賛同し、総会での議決権を有しない者
- (3) 特別会員 吉川市長

(会費)

第6条 協会の会費は1口年額2,000円とし、個人は1口以上、団体及び法人は2口以上とする。ただし、特別会員の会費はこれを徴収しない。

2 会員は、毎年度所定の納期までに会費を納入しなければならない。

3 第9条の規定により協会を退会したときは、納入済みの会費は返納しないものとする。

(入会申込)

第7条 入会しようとする者は、よしかわ観光協会入会申込書（様式第1号）に

当該年度の会費を添えて、第9条第1項第1号に規定する会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（代表権者の届出）

第8条 団体又は法人は、入会に当たり協会に関する代表権を有する者（以下「代表者」という。）1人を選任し、会長に届け出なければならない。

2 団体又は法人が前項の規定による代表権を有する者を変更したときは、代表権者変更届出書（様式第2号）を届け出なければならない。

（退会届）

第9条 会員は、協会を退会しようとするときは、よしかわ観光協会退会届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

第3章 役員及び事務局

（役員の種類及び選任）

第10条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 15人以上20人以内（会長及び副会長を含む。）
- (4) 監事 2人

2 会長及び副会長は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から総会において選任する。

（役員の仕事）

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、必要に応じ、会務を処理する。

4 監事は、出納事務を監査する。

（役員の仕事）

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員に対する報酬）

第13条 役員は無給とする。ただし、旅費その他事業の遂行に伴う実費については、この限りでない。

（事務局）

第14条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができるものとし、会長が任免する。

第4章 会議

(会議の種別及び招集)

第15条 協会の会議は、総会、理事会及び正副会長会議とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長になる。

(総会)

第16条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、通常総会は毎年1回会計年度終了後2月以内、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 規約の改廃及び役員を選任
- (4) その他協会運営上の重要事項

(理事会)

第17条 理事会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会務の執行及び運営に関する重要事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(正副会長会議)

第18条 正副会長会議は、会長が必要と認めたときに開催し、会務の執行及運営上の調整事項等について協議する。

(会議の議決)

第19条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第20条 協会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、平成11年5月20日から施行する。

2 よしかわ観光協会会則（平成2年4月4日施行。以下「旧規約」という。）は、廃止する。

3 この規約の施行の際、現に旧規約の規定に基づいて入会している会員の会費口数はこの規約の相当規定により、平成11年度の会費口数とみなす。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。